

令和2年12月4日

総合政策局安心生活政策課

交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正を検討

～令和2年度第3回「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」（ウェブ会議）の開催～

国土交通省は、公共交通機関のバリアフリー水準のスパイラルアップを図るため、①役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）、②新幹線の新たなバリアフリー対策、③視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等について、交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正に関する検討を行います。

公共交通機関においては、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）があり、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、必要に応じて改正を行うことにより、スパイラルアップを図ってきたところです。

9月1日に開催された第2回検討会では、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）の方向性及び公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（役務編）の草案について等検討を行ったところですが、今回、公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（役務編）案について検討を行うため、下記のとおり第3回検討会を開催いたします。

記

1. 日時：令和2年12月8日（火） 14：00～16：00
 2. 場所：中央合同庁舎3号館 8階特別会議室（東京都千代田区霞が関2-1-3）
〔本会議は、ウェブ会議方式により開催しますので、原則として職場や自宅から映像と音声での参加になります。〕
 3. 議題：公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（役務編）案について 等
 4. 委員名簿：別紙のとおり
 5. その他
 - ・会議については非公開、カメラ撮りについては冒頭のみ（議事開始前まで）とさせていただきます。取材を希望される方は、7日（月）15時迄に、別添の取材申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。当日は会議開始15分前に会議室前までお越しください。
 - ・会議資料等については、後日、国土交通省のホームページにて公開する予定です。
- ※今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材については各社1名とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。また、風邪のような症状がある場合には、ご自身の体調を優先し、参加を控えていただきますよう併せてお願いいたします。

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 藤井、渡辺

TEL：03-5253-8111（内線25-513、25-514）

03-5253-8306（直通）

FAX：03-5253-1552